

京都市西京区桂坂第3地区建築協定において、建築協定区域隣接地として
定めた土地の所有者から、建築基準法（以下「法」といいます。）第75条の
2第2項の規定に基づき当該建築協定に加入する旨の意思表示がありました
ので、同条第4項において準用する法第73条第2項の規定に基づき次のと
おり公告します。

なお、当該建築協定は、法第75条の2第4項において準用する法第73
条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において
一般の縦覧に供します。

平成19年10月31日

京都市長 榎本頼兼

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第3地区建築協定

2 新たに建築協定区域となった土地の地名地番

京都市西京区大枝北杳掛町4丁目7番地の2

3 意思の表示があった日

平成19年10月11日

(都市計画局建築指導部建築指導課)